

監督署の窓

事業場における治療と 職業生活の両立支援のため のガイドライン

このガイドラインは、事業場が、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの疾病を抱える方々に 対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と職業生活が両立できるようにするため、事業場における取り組みなどをまとめたもので、平成28年2月23日に厚生労働省から公表されています。

ガイドラインでは、職場における意識啓発のための研修や治療と職業生

↓ 疾病に罹患した労働者の中
の治療と職業生活の両立が重要な課題

○事業場ごとの衛生委員会等における調査審議
3、治療と職業生活の両立支援の進め方
○労働者が事業者に支援

活を両立しやすい休暇制度・勤務制度の導入など環境整備、治療と職業生活の両立支援の進め方に加え、特に「がん」について留意すべき事項が取りまとめられています。

【ガイドラインの概要】

- 治療技術の進歩等によ
り、「不治の病」から

○労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化

- 仕事をしながら治療を続けることが可能な状況
 - 仕事上の理由で適切な治療を受けることができないケースが認められる
 - 短時間の治療が定期的に繰り返される場合などに対応するため、時間単位の休暇制度、時差出勤制度などの奨励・導入

野原新署長着任の「あいさつ	次
北監督署平成27年監督指導白書	2
行政の焦点	8
監督署の窓	10
質問にお答えします	11
5月21日から家内労働旬間	14
着任しましたヨロシク	15
技能講習の案内	19

- 事業者が必要な措置や配慮について産業医などから意見聴取
- 事業者が就業上の措置などを決定・実施（両立支援プラン）の作成が望ましい

④ がんに関する留意事項

- 治療の長期化や予期せぬ副作用による影響に応じた対応の必要性
- がんの診断を受けた労働者のメンタルヘルス面へ配慮